

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

各学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための具体的対策をとられていると思いますが、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者、社会機能の維持にあたる方、感染者、この方々の家族等に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されないものです。また、これらの人たちが通学する学校、勤務する職場等に対する誹謗・中傷等もあってはならないと考えます。

これまで、ハンセン病問題やH I V感染者への偏見・差別、さらには福島第一原子力発電所事故により避難した児童生徒へのいじめなど、正しい知識や理解の不足、根拠のない思い込み等により、人々の人権が侵害されてしまう事象が繰り返されてきました。新型コロナウイルス感染症の問題が大きくなっているこのような時期だからこそ、各学校における人権教育の取組が、自他の人権を擁護するための実践行動につながるものとなっているか、再確認することが重要です。

特に、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年 文部科学省）にあるように、「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」という視点から、次のことについて、教職員で共通理解を図ってください。

1 正しい知識に基づき、人権に関する知的理解を深める

インターネット上には不確かな情報が氾濫しています。そのような情報や噂話を信じて身のまわりの人に言いふらす、SNSで発信したり拡散したりする等の行為は、プライバシーの侵害、誹謗・中傷等、人権を侵害することにつながりかねません。

教職員は、厚生労働省や文部科学省等の関係省庁、県、教育委員会等からの発信に基づいた正確な情報を入手するように努め、児童生徒に伝えるとともに、誤った情報をもたらす結果について想像させ、情報の発信者としての責任について考えさせるなど、知的理解が図られるように指導しましょう。

2 人権意識を高く持ち、人権感覚を育成する

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があり、感染した本人が責められるものではありません。しかし、この感染症に関わるヘイトスピーチや医療従事者等の関係者を傷付ける言動があったことが報道されています。

いかなる場合であっても、誰かを蔑んだり排除したりするような言動は許されるものではありません。教職員は、人権意識を高く持って、児童生徒のそうした言動を見逃さないようにするとともに、児童生徒には、心ない言動に傷付けられている人の痛みや気持ちを想像したり共感的に受容したりすることができるよう指導しましょう。